

# 自転車等駐車場使用料等の改定について

答 申

平成29年2月1日  
東久留米市自転車等放置防止対策審議会

## 自転車等駐車場使用料等の改定について（答申）

### 1. はじめに

東久留米市における市営自転車等駐車場は、駅東口に1箇所、駅西口に5箇所の計6箇所が確保されている。いずれの駐車場も市所有地ではなく、土地所有者と賃貸借契約を締結し運営をしている。

運営に当たっては、自転車等駐車場利用の使用料をその財源に充当している。しかし、ここ近年では約1,000万から2,000万円程度、歳出が歳入を上回り、不足分については一般財源を繰り入れて補っている状況にある。また、市営自転車等駐車場はいずれも利便性の高い駅周辺にあり、土地の有効活用が可能なことから、特に近年、土地の返還要求が相次いでおり代替地確保に苦慮している。

一方、使用料の基本的な考え方については、使用料は、市民サービスを将来にわたり安定的に提供するうえで貴重な財源であるとともに、受益者負担の考え方を踏まえ、サービスの内容やコストとのバランスなどを考慮しつつ、適時使用料の見直しを行う必要があると考える。

このような状況、考え方を踏まえ、東久留米市長より諮問を受けた「自転車等駐車場使用料等の改定」について審議を行った。審議に当たっては、現地視察による市の自転車等駐車場の施設立地状況及び利用実態の把握や近年の自転車を取り巻く環境を考慮した上で、決算状況、過去の改定の経緯、施設運営に要するコスト状況、多摩地域各市（26市3町1村）の使用料や学生、子育て世帯等に対する支援状況などを参考に計5回に亘って慎重に審議を行った。以下、次のとおり答申する。

### 2. 自転車等駐車場使用料等の改定について

#### (1) 定期利用による使用料について

##### ①基本使用料について

使用料は、前回の使用料改定から12年が経過している。近年の定期利用自転車等駐車場に係る収支状況をみると、歳出が歳入を上回っている状況にあることから、自転車等駐車場の運営状況を改善するため、受益者負担の考え方を踏まえ使用料を見直すことが適切である。見直しに当たり、自転車等駐車場の使用料を10%、15%、20%増額した場合における収支バランスのシミュレーションを行った結果、20%増額を行うと不足分が解消される結果となった。これに加え、近隣市における自転車等駐車場使用料や収支状況、民間企業による自転車等駐車場の運営状況を勘案し総合的に検討した結果、現行の使用料（自転車：20,400円/年（屋根無）、24,000円/年（屋根付） 原動機付自転車（以下、「原付」という。）：25,200円/年（屋根無）、30,000円/年（屋根付））から20%程度の増額が適切である。

##### ②駅からの距離による使用料の設定について

現在の自転車等駐車場は、全て東久留米駅を中心として半径300m圏内に位置しており、使用料は自転車等の駐車に係る使用料金として設定していることから、特に距離に係らずこれまでどおり、同額とすることが適切である。

### ③市外からの利用者への使用料の設定について

市外からの利用者への料金設定については、現在、市内利用者と同額となっており、東久留米市民が近隣市の自転車等駐車を利用する場合は、近隣市利用者と同額で利用していることから相互利用の考え方であること、また、市外からの利用者への増額規定を定めている近隣市もないことから、これまでどおり市内利用者と同額とすることが適切である。

### (2) 一時利用による使用料について

近年の一時利用自転車等駐場に係る収支状況をみると、歳出が歳入を上回っている状況にあり、前回の使用料改定から21年が経過しているが、近隣市における使用料、定期利用使用料や民間施設の自転車等駐場とのバランスを考慮すると、これまでどおり同額（自転車：100円/日 原付：200円/日）とすることが適切である。

### (3) 定期利用における使用料の減免規定について

定期利用における自転車等駐場使用料の減免規定は、現在、以下のとおりである。

- ・学生（学校教育法に規定する学校等に通学する者） → 4割減額
- ・身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者 → 全額免除
- ・生活保護法により生活扶助を受けている者 → 全額免除

減免規定は、市民にとって自転車等駐場の利便性向上につながる手法の1つであることから、先に述べた使用料の見直しとともに審議を行った。

#### ①学生について

学生の使用料について、現行では4割減額となっている。就学支援の一助として学生への支援は必要であると考え。その一環として、日常生活に必要不可欠な交通費の負担割合を軽減するため、使用料はこれまでどおり4割減額とすることが適切である。

#### ②身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者及び生活保護法により生活扶助を受けている者について

身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者及び生活保護法により生活扶助を受けている者の使用料について、現行では全額免除となっている。身体障害者手帳等の交付を受けている者及び生活扶助を受けている者には、自治体として自立支援等の施策の推進をしていくべきと考えるため、使用料はこれまでどおり全額免除とすることが適切である。

### (4) 放置自転車等の撤去料について

市内の放置自転車等は、市民及び通行者への通行障害や災害時における緊急活動及び避難行動に支障をきたすことがあり、また、市民の良好な生活環境を確保するため、駅前等の特に通行障害や都市景観が阻害されるおそれのある地域を自転車等放置禁止区域に指定し、適宜撤去を実施している。

撤去料は、自転車は1台につき1,000円、原付は1台につき2,000円としており、昭和63年に東久留米市自転車等放置防止に関する条例の施行以降、現在まで改定されていない。近年の放置自転車等対策事業に係る収支状況をみると、歳出が歳入を大きく上回って

おり、不足分については一般財源を繰り入れて補っている状況にある。

撤去料の考え方については、自転車等を撤去した際、当該自転車等の放置者等からその撤去に要する経費として納入されるものであることから、放置自転車等対策における経費は原因者負担の考え方とすべきである。

このような状況、考え方を踏まえ、自転車等の放置防止及び更なる市民の良好な生活環境を確保するため、撤去料は見直すことが適切である。見直しに当たり、撤去料を増額した場合における収支バランスのシミュレーションを行った結果、現行の8倍とすることで不足分は解消される結果となったが、大幅な増額は撤去自転車等の返還率を下げる可能性があることや近隣市とのバランスといった観点から現行の2倍程度の増額が適切である。

#### (5) 自転車等集積所の運営見直しについて

自転車等集積所は、撤去した自転車等を保管・返還する施設である。現在は年末・年始を除き、毎日運営している状況であり、その運営経費は放置自転車等対策に含まれている。(4)において、放置自転車等対策事業の状況及び撤去料の考え方について述べたが、より良い放置自転車等対策事業実施のためには、撤去料の見直しを図る一方で自転車等集積所の運営方法を見直すことも必要であるとする。現状の自転車等の返還状況をみると、どの曜日においても返還率に大きな差はないが、祝日の返還率が低い状況にあるため、祝日は運営の休業を考えるべきである。

#### (6) 今後の検討課題について

##### ① 自転車等駐車場の構造が複数階における使用料の設定について

現行の市営自転車等駐車場の使用料は、施設の特性である屋根の有無について設定している。市営自転車等駐車場のうち、東第2自転車等駐車場は2階建の施設となっており、今回の使用料の見直しに際し、施設の利便性によって差を設けるべき(1階と2階での利便性)との意見と自転車等駐車場の申請は抽選で平等に選出していることから、これまでどおりの設定でよいとの意見が示され、結論に至らなかったため、施設の特性による料金設定については、他市の状況を調査するとともに今後の検討課題とした。

##### ② 子ども・子育て家庭への支援について

子ども・子育て家庭への支援について、国も様々な施策を実施しており、自治体としても地域社会において、安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと成長することができる環境づくりは大切であるとする。その一環として、市営自転車等駐車場においても、子ども・子育て家庭に何らかの支援をしていくべきとする。ただし、支援の内容については今後の検討課題とした。

### 3. おわりに

本審議会は、計5回の短期間であったが、東久留米市における安全で住みよい生活環境の維持向上を図り、とりわけ適正な自転車等駐車場の利用及び安全で快適な自転車利用環境の創出を推進するため、利用者としての視点と委員としての客観的な視点から慎重に審議を重ね、ここに答申として取りまとめた。

今後は、本答申に基づいた自転車等対策事業の推進を願うとともに、市民にとって自転車等駐車場の利便性向上により、自転車等の安全利用と放置防止が促進されるとともに交通環境の充実が図られ、生活の快適性を支えるまちづくりが進められることを切に願う。

平成28年度 第10期東久留米市自転車等放置防止対策審議会経過

開催回数	開催日	主な議題
第1回	平成28年5月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・諮問</li> </ul>
第2回	平成28年7月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内自転車等駐車場現地視察</li> </ul>
第3回	平成28年9月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等駐車場使用料等について</li> </ul>
第4回	平成28年11月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車等駐車場使用料等について</li> </ul>
第5回	平成29年1月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申(案)について</li> </ul>

第10期東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員名簿

氏名	選出区分(※)	備考
◎ <sup>オノ</sup> 大野 <sup>キシオ</sup> 貴志夫	学識経験者	税理士
<sup>ニイツマ</sup> 新妻 <sup>アツシ</sup> 敦司	警察署	警視庁田無警察署 交通課長
<sup>マルヤマ</sup> 丸山 <sup>ヤスヒロ</sup> 泰弘	消防署	東京消防庁 東久留米消防署 警防課長
<sup>トミタ</sup> 富田 <sup>ヤスシ</sup> 恭史	鉄道事業者	西武鉄道株式会社 計画管理次長 兼鉄道計画課長
○ <sup>オハラ</sup> 小原 <sup>フユキ</sup> 延之	道路管理者	東久留米市 都市建設部長
<sup>ヤマシタ</sup> 山下 <sup>トモコ</sup> 知子	自転車等利用者代表	公募により選出
<sup>ナガフチ</sup> 永渕 <sup>ミツコ</sup> 充子	自転車等利用者代表	公募により選出

※東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第19条第2項に基づく

任 期 自：平成28年5月25日  
至：平成30年5月24日  
◎ 会長  
○ 副会長